

1. 件名：廃止措置に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定変更認可申請）【1】
2. 日時：令和2年1月16日（木） 13時30分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
審査グループ実用炉審査部門
塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長

東北電力株式会社：原子力本部 原子力部 副部長 他9名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. 配布資料
 - ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
 - ・女川原子力発電所「放射性廃棄物でない廃棄物（NR）」の適用について
 - ・女川原子力発電所事故由来放射性物質の降下物の影響評価について
 - ・女川原子力発電所先行プラントの審査会合指摘事項に対する当社回答
 - ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	原子力規制庁のツツモトです。それでは廃止措置に係る女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請についてヒアリングを始めます。説明をお願いします。
0:00:18	はい、東北電力のオガワワラです。それではですね、12月に申請しております。本規定につきまして、女川の名は廃止措置後NRの導入というのも含めまして、
0:00:34	説明させていただきます。あとNRの導入につきましては東通も同様の変更を同時に申請しておりますのであわせて説明をさせていただきますが、説明は高橋のほうからさせていただきますのでお願いします。
0:00:49	はい、東北電力タカハシでございます。
0:00:52	それでは女川原子力発電所の保安規定の変更認可申請についてご説明させていただきます。まず最初にお配りした資料の番号の確認をさせていただきますかと思えます。
0:01:06	まずはですね、右肩、ワンDPA019 回0と書いているものですが、こちらが保安規定認可申請、女川の保安規定変更認可申請の概要となっております。
0:01:21	これが一つです。
0:01:23	それから次がですね右肩 20 番の資料でございますが、こちらは放射性廃棄物でない廃棄物、NRの適用について、関します補足説明資料となっております。
0:01:37	それから右肩 21 番の資料でございますけれどもこちらはフォールアウトをの影響評価に関します補足説明資料となっております。
0:01:49	続いて 22 番ですね、こちらの先行プラントの審査会合でありました指摘事項に対する当社の回答でございます。
0:02:00	そして最後、右肩 23 番です、こちらは保安規程審査基準の要求事項に対します保安規定変更内容の説明資料となっております。
0:02:12	資料は以上でございます。
0:02:14	それでは、
0:02:16	資料番号を 19 番ですね。
0:02:20	女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の内容についてご説明をいたします。
0:02:28	1枚めくっていただきまして、右肩 1 ページ目次でございます。
0:02:33	本日は御説明いたしますのは、申請の案件新生界をそれから保安規定の構成をそれから廃止措置計画と保安規定の申請範囲についてまず御説明した上で、

0:02:50	今回申請しました。
0:02:52	内容のうち、女川1号炉の廃止措置に伴う変更、それから放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更。
0:03:02	の内容について御説明いたします。
0:03:05	それでは右肩2ページ目でございます。
0:03:09	申請案件でございますが(1)から(3)でございます。
0:03:14	まず、女川1号炉の廃止措置に伴う変更、それから放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更、そして記載の適正化となっております。
0:03:24	申請の概要でございますが(1)に書いてございますが女川1号炉の廃止措置計画に定められてございますはい措置を実施するために、本規程を運転段階と排出する廃止措置段階に分婉化しまして、
0:03:43	関連する条文の変更、それから、新規条文の追加を行っております。
0:03:50	それから(2)の放射性廃棄物でない廃棄物の管理所変更に関しましては、そのNRAの運用開始するに当たりまして、関連する条文の追加変更を行っているものでございます。
0:04:04	続いて右肩3ページ目でございます。
0:04:08	今回の申請で本規程の構成を第1編第2編ということで文献化してございます。まず第1編につきましては、運転段階の発電用原子炉施設編ということで、2号炉、
0:04:23	それから3号炉に係る保安の措置ということでTHAI一遍としてまとめてございます。
0:04:29	そして第2編としまして廃止措置段階の原子炉施設ということで検証施設編ということで1号炉に係る保安措置。
0:04:39	ということで第2編に取りまとめてございます。
0:04:43	それぞれですね、小LOCA構成は下に記載している通りでございますけども、第2編の第3章第4章につきましては、これまでの名称と変更になりました第3章につきましては、
0:04:59	保安管理体制、評価というところが抜けることになります。
0:05:05	それから第4章につきましてはこれまで運転管理でございましたが廃止措置管理に変更するということになってございます。
0:05:17	続いて右肩4ページ目でございます。
0:05:22	はい措置計画と保安規定の申請範囲いいの関係でございますけれども、下に、
0:05:29	廃止措置の工程を載せてございます。

0:05:32	廃止措置、これの1号ですと労働ですね排泄計画では工程を4段階に分けて進めるということにしてございまして、今回申請しました。保安規定。
0:05:45	につきましては、
0:05:47	赤枠で囲ってございます最少段階解体工事準備期間、
0:05:52	この期間につきまして規定をするものでございます。
0:05:58	はい、それでは右肩5ページ目でございます。ここからがまず、女川1号炉の廃止措置に伴う変更の内容になってございます。
0:06:10	まず2辺側の詳細説明をさせていただきたいと思えます。
0:06:18	下にそれぞれの省庁等を
0:06:22	今回追加した規定の概要について書いてございますけども、特徴的な部分につきましては、黒い太字で示してございます。
0:06:35	ここに記載しているところを以外につきましては、現行の保安規定の内容に準じて記載しておりまして分権化による影響はないと。
0:06:46	いうことになってございます。
0:06:48	それからですね条番号でございますけども、第2編につきましては201条から始めるという構成となっております。
0:06:59	そっそれですと第2章のところですね、まず品質保証のところにつきましては、今回、特徴的なところとしましては二次文書をとりまして、新たに廃止措置管理要領というものを追加してございます。
0:07:17	こちらの後程ご説明をしますけども廃止措置管理のうちですね、原子炉の運転検診停止に関する恒久的な措置とかですね、安全貯蔵、それから廃止措置工事管理いいに関する部分の二次文書に相当するものでございます。
0:07:38	それから第3章の保安管理体制でございます。
0:07:43	今回廃止措置を実施するに当たりまして廃止措置を総括するものとして廃止措置管理課長を新たに保安に関する組織に追加をしてございます。
0:07:58	またそれに関する職務についても追加をしているございます。また廃止措置に係る職務をいたします。関係課長につきましても、その保安に関する職務の内容を追加していると。
0:08:16	いうところでございます。
0:08:18	そしてそうした狂い太字になってございますけども、
0:08:22	廃止措置に関するですね、保安の監督を行うものとして廃止措置主任者を新たに選任すると。
0:08:31	いうこと。またその職務について追加をしてございます。

0:08:36	それから運転中に選任してございました原子炉主任技術者それから電気主任技術者、ボイラータービン主任技術者のにつきましては、専任要求がなくなりますのでその部分については削除をしていると。
0:08:53	ということでございます。
0:08:55	またですねあのPSRに関する部分についても運転中は記載をしてございますが、下が廃止措置段階では要求がなくなりますので削除をしてございます。
0:09:07	3章については以上でございまして4章につきましては、黒い太事例ですね、②とございますけども廃止措置管理、先ほども紹介しましたが恒久的な措置安全貯蔵廃止措置工事管理に関する規定を新たに追加していると。
0:09:24	いうところとそれから③で記載していますカサイ、内部溢水、重大事故等を対規模損壊発生時の体制の整備について、廃止措置段階でも規定をしていくことでございます。
0:09:39	それから④ですね、運転上制限にかかります施設運用上の基準っていうのを新たに追加してございまして、使用済み燃料プールの水位、それから水曜について基準を規定してございます。
0:09:54	4章は以上でございまして、交渉でございまして、こちら燃料管理でございまして、流行としまして黒字で書いてございますけども、使用済み燃料プールに今信連量40体、貯蔵してございますけども、
0:10:10	こちらを新年に移ることに貯蔵する場合のですね、規定について、新たなプロセスを追加しているというものがございます。
0:10:20	またその下ですね、今後新たな燃料を受け入れるということはございませんので燃料棒の検査ですとか、取り換え実施計画移動の規定については削除してございます。
0:10:36	それからその下ですね、6章のところについては放射性廃棄物の管理でございまして、こちらにつきましてはNRに関する管理それからフォールアウトに関する管理の追加というものをしてございます。
0:10:53	それから放出管理目標値、基準値につきましても、1号炉の寄与分をですね、検証させていただきますのでその数値の変更を行ってございます。
0:11:08	その下でございまして第7章放射線管理こちらにつきましては、放射線計測器類のエリアモニターのですね数量の変更減少する方向になりますけども、
0:11:20	数量変更してございます。
0:11:22	それから第8章ですね保守管理。
0:11:25	黒に太字で⑥と書いてございますけども、保全対象範囲を今回縮小してございまして、廃止措置計画で定めてございます維持管理設備いいとあとその他の自主的に維持管理設備する設備、こちらにつきましては保全対象範囲

0:11:43	にするということで縮小化を図ってございます。
0:11:47	それから排出段階で要求されていないPLMSとか定時検等につきましては規定の削除をしてございます。
0:11:58	第9章の緊急時の措置につきましては、運転段階の規定をそのまま踏襲しているものでございます。
0:12:05	第10章ですね保安教育につきましては運転管理に関する教育、こちらについては削除いたしまして、新たに廃止措置に関する教育を追加してございます。
0:12:16	それから第11章ですね、記録及び報告でございます。
0:12:21	こちらにつきましては運転管理に関する記録は削除いたしまして廃止措置に関する記録を新たに追加してございます。
0:12:30	それからですね不足につきましてはですね、前ないなということで黒い太値で書いてございますけれども、今回この排出措置に伴う変更に関しましては、あの発電所の保安に関する組織の変更を行う日から施行すると。
0:12:45	いった記載をしてございます。
0:12:48	概要については以上でございまして7ページ以降につきましては先ほど黒い太CEとなつてございましたところにつきまして詳細な説明をして参ります。
0:12:59	7ページ目ご覧いただきまして、①でございすけども廃止措置主任者の選任職務の追加、それから減少新技術者電気主任技術者、ボイラータービン主任技術者の選任策それから側部削除というところでございますけども、
0:13:16	左側が現行を運転段階Eの保安規定の記載となつてございまして右側が今回第2編ということで排出し段階の規定となつてございます。
0:13:28	右側のほうをご覧いただきまして、第208条ということで廃止措置主任者の選任、
0:13:35	というところでございます。
0:13:37	最初の第1項のところにつきましてははしては廃止措置主任者を保安活動を監督するにあたり必要な知識を有するものであって下に(1)から(5)にございすけどもいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上のものなもののの中から選任すると。
0:13:57	いうこととしてございまして廃止措置主任者につきましては社長が選任するということとしてございます。
0:14:04	それから第2項のところでは廃止措置主任者は課長以上のものから選任するということとしてございまして、あと、第3項のところでは廃止措置主任者には代行者を置くことができるという規定としてございます。
0:14:19	それから、その下のほうですね、第209条のところでは廃止措置主任者の職務等々、

0:14:27	いうところで(1)から(7)につきまして職務内容が書いてございます。(1)ということで所長への意見具申、
0:14:38	それから(2)ということで廃止措置に従事する者ものへの指導助言、
0:14:44	それからカッコ高温としまして、記録の内容の確認といったような職務内容を規定をしてございます。
0:14:54	そして
0:14:56	一つ、左側のほうですね現これまで現象新技術の職務等ということで記載してございます。専任と職務等ということで記載してございますがこちらについては削除してございまして、
0:15:07	次の 8 ページのところですね、電気主任技術者それからボイラータービン主任技術者の職務等、こちらにつきましても御削除すると。
0:15:17	いうことになってございます。
0:15:20	そして右肩 9 ページ目のところですね、先ほど廃措置主任者の選任について御説明いたしました、具体的にどのように選任していくかということについて御説明をいたします。
0:15:36	先ほどもございましたけども、廃止措置主任者、それから代行者の選任につきましては
0:15:46	婚活を監督するにあたって必要な知識を有するものを社長が選任することとしてございまして、こちらにつきましては社内規定にそのプロセスを定めることとしてございます。選任プロセスにつきましては左側にフロー図を載せてございまして、
0:16:04	まず①Eの候補者の人選というところでございますが、被告右側にですね、表があつたりまして①
0:16:14	欄がございます。
0:16:16	ここでどういったものをですね、地震 2000 するかということにつきまして記載してございまして、
0:16:23	委員からですね、Eに関する業務、こちらにEのいずれかは業務に従事した期間が通算して 3 年以上かつですね、課長以上のものからまず人選をします。
0:16:37	いうことをまずいたします。その中でですね、このフロー図の方見ていただきまして
0:16:44	横線人選したものの中で原子炉主任技術者または核燃料取扱新車の現状を
0:16:52	持っているいかどうかというところを判断しまして、持っているといった場合はですね、下に②必要な教育というのがございますけれどもここを飛ばしまして、
0:17:07	その下にですね廃止措置に係る保安活動を監督するにあたり必要な知識を有するものであると。

0:17:14	いうことですね。
0:17:16	まず判断をするということになります。そして先ほどの免状をですね持っていない場合、
0:17:24	につきましては②ということで必要な教育を実施いたします。
0:17:29	右側の表にございますけれども②のところですね。
0:17:34	以下の必要な知識項目の 1100 発電所または本店の特別管理職として業務経験があるものにつきましては、知識を有するものと判断をいたします。
0:17:49	それから基準をですね。満たしている項目以外に、こちらにつきましては、教育を行いましてそれぞれを補うということとしましてそれを実施しているということが確認できれば、
0:18:04	知識を有するものであると。
0:18:06	いうように判断をいたします。
0:18:09	そして左側のフロー図のところに戻っていただきまして最終的にその知識を有するものであるということを確認しましてA-③のところ行きまして専任というところですね、日右側の表にもあります通り社長が廃止措置に係るファン
0:18:28	活動を監督するに当たりまして必要な知識を有していることを最終的に確認しまして、廃止措置主任者を選任すると。
0:18:38	言ったようなプロセスを踏んで参ります。
0:18:43	はい、ここまでが
0:18:48	解析排泄新車に関するところの説明であります。
0:18:53	続いて 10 ページのところですね、こちらはいる第 4 章に規定します。廃止措置管理のですね。うちですね、原子炉の運転停止に関する恒久的な措置、安全ちょっと廃止措置工事管理に関する部分の
0:19:11	規定でございます。
0:19:12	右側の廃止措置段階のほうをご覧くださいますと、
0:19:17	第 216 条ということで、原子炉の運転停止に関する恒久的な措置ということで、発電課長が、
0:19:24	次の事項を遵守するということで原子炉に燃料装荷しないこと。
0:19:29	それから、原子炉モードスイッチを停止位置からほかの位置に切り替えることということについてまず規定をしてございます。それから、原子燃料課長をにつきましては、燃料譲り渡す場合は下に表がございますが、
0:19:44	使用済み燃料につきましては、再処理事業者にRIを多数それから信連量につきましては加工事業所に譲り渡すと。
0:19:52	いうことをですね、こちらに規定をしてございます。

0:19:57	次 11 ページでございますが国庫こちらは 1218 条安全貯蔵に関する規定をまず規定してございまして、
0:20:06	新しくですね
0:20:11	廃止措置管理課長を配置しますけども、その廃止措置管理課長が安全貯蔵の対象範囲。それから、その期間ですね。
0:20:21	を定めるということの規定をしてございます。
0:20:25	それからその下ですね、第 219 条ということで工事の計画及び実施廃止措置の工事に関するところでございます。
0:20:34	ここではですね、各課長が廃止措置工事を行う場合は必要なプロセスで下に(1)から(4)思っておりますけども、こちらの必要なプロセスを実施すると。
0:20:46	ということそれから第 2 項のところですね、各課長は廃止措置工事計画を策定するに当たりまして廃止措置工事の内容が 2 号炉及び 3 号炉の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認すると。
0:21:04	いったことを規定してございます。
0:21:07	それから下の第 3 項のところにつきましては、各課長が廃止措置工事を実施するに当たりまして廃止措置計画を踏まえまして、
0:21:15	下に記載しているような安全確保対策食うのための必要な措置を講じるということの規定していますから第 4 項につきましては各課長が廃止措置工事の結果について記録すると。
0:21:27	ということについて規定してございます。そして捜査第 220 条につきましては、
0:21:32	廃止措置工事が完了した場合ですね、結果について廃止措置管理課長に報告をして第 2 項ですね、廃止措置管理課長がその結果を廃止措置管理課長の
0:21:48	総括するですね、環境燃料部長、それから廃止措置主任者
0:21:53	それから所長まで報告して関係する課長に通知すると。
0:21:59	いった規定をしてございます。
0:22:03	はい。
0:22:04	続いて右肩 12 ページのところでございます。
0:22:09	こちらはですね、カサイ内部溢水重大事項等、それから大規模損壊発生時の体制の整備に関するところでございます。
0:22:19	下の表の右側の廃止措置段階のほうをご覧くださいますと第 217 条ということで、地震火災発生時の対応について規定してございます。
0:22:31	まず第 1 項のところでは震度 5 弱以上の地震が観測された場合、それから減少施設の火災発生時、
0:22:41	こちらにつきましては

0:22:44	維持維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認すると。
0:22:48	いったところの規定をしているといったところとかですね。
0:22:52	それからその下第 2 項、火災発生時における現象施設の保全のための活動を行うための体制の整備に関する規定をしてございまして例えば言いますと(2)のところですね、初期消火活動を行う要員としまして、
0:23:09	10 年以上、こちらにつきましては運転が終わつ等ですね、併せまして発電所高計数としまして 10 名以上を常駐させると。
0:23:20	そういったことを規定してございます。
0:23:22	それから(4)ですね、防災課長がですね、あの発電所における可燃物の持ち込み物の管理方法を定めるといった規定をしてございます。
0:23:35	はい。
0:23:37	それから 13 ページでございます。こちらはですね、第 217 条の 2 ということで電源機能喪失時等の体制の整備、
0:23:48	ということでこちらにつきましては交流電源を供給するすべての設備の機能が喪失した場合、それから、
0:23:58	溢水が発生した場合、それから、重大事項等が発生した場合、それから大規模損壊が発生した場合はこちら
0:24:08	ですね。
0:24:10	早速、それから
0:24:13	使用済み燃料プールを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合、先ほどの事象が起きた場合に、プールを冷却するすべての
0:24:25	設備の機能が喪失創出した場合、こちらのまとめて電源機能喪失時等というふうに書いてございますけども、こちらにおけます現象施設の保全のための活動を行う体制の整備としまして、その計画を策定して所長の承認を得ると。
0:24:43	いったことを規定してございます。
0:24:48	はい、それから続いて 14 ページでございます。こちらにつきましては第 4 章の廃止措置管理の中に、従来ですね、運転段階では運転上の制限っていうものがございましてけれども、
0:25:05	新たに施設運用上の基準っていうものを設けまして、この中で使用済み燃料プールの水位水温の基準について規定してございます。下の表の右側をご覧くださいまして第 256 条ということで、使用済み燃料プールの水位水曜。
0:25:24	に関する規定をしてございまして下の表に 156-1 がございまして、
0:25:31	推移につきましてはオーバーフロー水位付近にあることについて金基準としてございまして、
0:25:40	またその下ですね、使用済み燃料プール水用につきましては、

0:25:45	65 度以下と、こちらは運転段階とですね、同じような来基準を設けて設定して ございます。
0:25:56	続いてですね 15 ページにいただきましてこちらはですね、第 5 章燃料管理い いに関するところにですね。
0:26:07	使用済み燃料プールに今貯蔵してございます信連量を新燃料貯蔵庫に貯蔵 する場合の規定を新たに追加してございます。
0:26:18	下の表のですね右側のほうの第 281 条。
0:26:24	こちらにつきまして第 2 項のところですね、原子燃料課長は使用済み燃料プ ールに貯蔵している診療信連量貯蔵庫に貯蔵する場合は次の事項を遵守す ると。
0:26:38	いうことで(1)から(3)の規定をしてございます。(1)につきましてははてプール に貯蔵している新燃料ですね、期中に取り出しちゃうと 2000 用作業台を使用 しまして、
0:26:52	信連量から燃料を引き抜いて燃料棒表面を除染しまして再度燃料集合体と圧 集合体の形状に組み立てると、
0:27:01	いうことを規定しておりますまた括弧にはですね専用作業台で取り扱い新燃料 につきましては、一体のみ、かつその一体分の燃料の燃料棒のみに限定する と。
0:27:11	いうこと。それから(3)は再度燃料集合体の形状に組み立てた診療につきまし ては、信連両図をここに貯蔵すると。
0:27:21	いうことを規定してございますが、こちらにつきましては廃止措置計画でも同様 の記載をしてございます。
0:27:29	続いて 16 ページですね、こちらは第 8 章の保守管理のところでございます、 今回廃止措置段階に当たりまして補正の対象範囲を縮小すると。
0:27:42	というような規定をしてございます。
0:27:44	下の表の右側大義 308 条保守管理計画のところのですね。
0:27:51	4 ポツのところには保全対象範囲の策定というところがございますが、こちらで (1)としまして廃止措置計画で定める排泄期間中に機能維持すべき設備。
0:28:06	というのを明記いたしまして、あと括弧につきましてはその他みずから送電設 備といったところで保全の対象範囲を限定しているということでございます。
0:28:19	また下ですねポツにありますますが保全重要度の設定ということで記載してござい ますが、
0:28:27	その中で(1)のところは運転段階等違っているところで、こちら見ていただきま すとシステムの保全重要度については減少施設の安全性を確保するために、重 要度分類指針の重要度を参考にしまして廃止措置期間中における
0:28:47	安全機能要求を考慮して設定すると。

0:28:50	というような規定に変更してございます。
0:28:55	はい。それから続いて 17 ページですね、こちらは福生補足の記載でございます。
0:29:05	右側ですね、変更後と書いているところの表をご覧くださいますと、押し一番下のところにですね。
0:29:14	施行期日第 1 条というところで規定してございます。
0:29:19	今回今御説明しました廃止措置に伴う変更に関する部分につきましては、
0:29:27	ただし書きのところに記載しているものをですね、施行期実装するというので考えてございまして、
0:29:36	女川 1 号炉排出してもらおう変更については、第 4 条通 4 のですね、発電所の保安に関する組織、それから第 204 条の 200 業務発言者の方に関する組織の変更を行う日から施行すると。
0:29:53	いうことになってございます。
0:29:56	はい。
0:29:57	ここまでがですね、第 2 編側の詳細説明になります。
0:30:04	続いて、右肩 18 ページでございますけどもこちらがですね、単位いっぺんのですね、詳細説明になります。
0:30:15	こちらにつきましても下に表が記載してございますけども、
0:30:21	どのような変更しているかということで概要を記載してございます。ほとんどの変更につきましては、1 号炉に関する記載を削除をいたしまして、二相 2 号炉、それから 3 号炉に係る記載のみに変更していると。
0:30:39	いうところでございますが、一部廃止措置に伴うの変更としましてはですね、第 3 章のところの体制及び評価のところ、
0:30:51	①ということで、ことで黒太字で書いてございますけども、
0:30:58	体制の中にですね、2 編が出てきてきました廃止措置管理課長を
0:31:04	新たに追加してございます。こちらの 2 号炉、それから 3 号炉の緊急時の措置、こちらに対応するための
0:31:12	ものとしてですね。はい措置管理課長を追加してございます。
0:31:17	それから 6 章のところですね放射性廃棄物管理のところでございますけども、人間側でも同様の変更してございますけども、放出管理目標値、基準値の変更をしてございます。
0:31:33	それから第 7 章の放射線管理のところでございますけども、放射線計測器類エリアモニターの数値の変更ということで、1 号炉分のを記載を削除しているといった変更になってございます。

0:31:50	それから 19 ページご覧いただきますと第 8 章のですね、保守管理のところでございます。
0:31:57	こちらですね、一つ目のポツのところにあります、1 号炉に関わる PLM、それから、長期保守管理方針、こちらに関する削除を記載を削除していると。
0:32:12	いうものでございます。
0:32:15	そして 20 ページがですね、さらに詳細な説明になりまして先ほど
0:32:22	第 3 章のところでもう一遍側にもですね廃止措置管理課長を追加するというお話を示しましたが、
0:32:33	20 ページのところですね、下の表の
0:32:37	右側第 5 条の保安に関する職務のところでございます。
0:32:43	こちらはご覧いただきますと日報通のところですね保安に関する職務のうち発電所組織の職員が次の通り、
0:32:54	ということで(5)項にですね、環境燃料部長の職務内容が書いてございますが、
0:33:02	環境燃料を部長につきましてはその下にですね、廃止措置管理課長、それから輸送固体廃棄物管理課長、原子燃料課長っていうのは、今おりますけれども、それに加えまして廃止措置管理課長。
0:33:19	こちらを追加するといった変更してございます。
0:33:23	それから(29)のところをご覧いただきますと、
0:33:28	また書きのところにですね、廃止措置管理課長は第 2 編第 205 条。
0:33:35	の所管業務に基づきまして緊急時の措置を行うと。
0:33:41	そういったところで二、三号オールですね、緊急時の措置に対応に当たりましては、1 号炉 O に関連する部分で排気管理課長が所管する業務に関するところにつきましては排気管理課長も緊急時の措置を行うと。
0:33:59	いった職務内容をここで明記しているということでございます。
0:34:07	はい。
0:34:08	そうして続きにつきましてはですね、21 ページでここからですね、先ほどまでが廃止措置に伴う変更の部分の詳細説明でございますけれども、
0:34:24	21 ページからが放射性廃棄物でない廃棄物の管理のところの変更の中身になります。
0:34:32	こちらにつきましては
0:34:34	第 88 条の 2。
0:34:37	いいの記載をここでしてございますけれども、廃止措置に伴う変更のほう、第 2 編側のほうでもですね、第 288 条の 2。
0:34:49	こちらと同じような内容になってございますが、ここではですね 88 条の 2 に関する記載をしてございます。

0:34:58	下の表をご覧くださいますとですね、88条の2ということで放射性廃棄物でない廃棄物の管理、往々の規定がございまして第1項、
0:35:08	こちらにつきましては、この放射性廃棄物でない廃棄物、NRのですね。
0:35:13	対象の範囲はどういったものをNRにするかということの規定をございまして。
0:35:22	3行目のところでですね、管理区域内において再設置された金属、コンクリートリーカーガラスくず廃油プラスチック等、これはまとめて資材等々の4でございまして。それから、管理区域内において使用、使用された工具類等へこちら物品、
0:35:39	というふうに呼んでございまして、こちらONRの対象としますということをまず第1項に規定をございまして。
0:35:48	それからその下の第2項のところをございまして、
0:35:53	このNRとしてこう判断する場合、どのように判断するかということですね、(1)から(4)に規定をございまして。(1)と(2)につきましては先ほどNR対象といたしません資材と。
0:36:09	に関する規定それから(3)(5)につきましては、物品に関する判断の規定を書いてございまして。
0:36:17	AC斎藤のほうで御説明しますと(1)のところにつきましては、第94条第1項(1)の区域って書いてございまして、こちらにつきましては管理区域のうちですね、汚染の恐れのない管理区域Eに設置された資材等に関する
0:36:36	ものでございまして、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを
0:36:47	こちら放射線管理課長からも判断するということの規定をございまして。
0:36:52	そしてカッコ2のほうにつきましては、先ほどの汚染の恐れのある間汚染の恐れのない管理区域
0:37:00	関するもの以外のところの管理区域ですね、こちらに設置された資材等につきましてはの規定をございまして。
0:37:10	判断する。材料がですね先ほどと同じものでございまして、
0:37:17	その下になお書きで書いてございまして汚染された資材等について浅部特定部分に行った場合は、
0:37:25	残った汚染されてない部位は放射性廃棄物でない廃棄物をするところといたるところが違ってくる、それからその下のまた書きのところにありますけれども、
0:37:37	適切な測定方法により、念のための放射線測定評価を行って測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認するといったところが、先ほどの括弧医師との違いになります。

0:37:54	その下(3)と(4)の立て付けにつきましては先ほどの資料等々とほぼ同等の記載となっております。
0:38:02	それから3第3項のところですね。
0:38:05	先ほど方向放射線管理課長がONRと判断したものにつきましては各課長が、
0:38:14	管理区域からですね搬出されるまでの間につきましては汚染されたものとのですね、混在防止措置を講じ等ですね、障防法だ管理を行うと。
0:38:26	いった場合、規定をしてございます。
0:38:30	続いてですね、22ページのところでございます。
0:38:35	こちらはですね、第88条の3のところにあります。事故由来放射性物質の降下物の影響確認、いわゆるフォールアウトの影響確認。
0:38:47	それから所外搬出等の管理に関するところでございます。
0:38:53	こちらにつきましてはですね第2編側の第288条の3。
0:38:59	の規定も同じ内容になってございます。
0:39:03	ここではいっぺん側の第88条の3のところで代表して御説明をいたします。
0:39:11	従来からですね第88条の元もとにということですね。フォールアウトの影響確認、という規定がございまして、硬貨物の分布調査。
0:39:24	ですとかですね、それから
0:39:28	議論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合の取り扱いに関して規定をしてございますが、今回、NRの運用開始するに当たりまして、女川現職発電所につきましては、
0:39:46	一部ですね負のフォールアウトの影響が確認されているということもございまして、NR判断をするに当たってこのフォールアウトの影響の確認をするといった規定を追加してございます。
0:40:02	第2項、
0:40:04	右側ですね第2項のところをご覧くださいますと、
0:40:08	各課長がですね、
0:40:13	第1項の確認の結果、理論建設限界曲線の件数限界値未満でなかった場合、設備機器等排気いまたは資源として有効利用収集しようとする際には、硬貨物の影響評価を放射線管理課長に依頼をすると。
0:40:31	いうところが新たに規定されているところになります。それからその下ですね、第3項のところ放射線管理課長が先ほどの依頼を受けた場合はフォールアウトの影響の評価をいたしましてその結果につきまして、
0:40:49	依頼をした課長に通知をすると。
0:40:51	いった規定をしてございます。

0:40:53	そしてその下、第4項のところにつきましては各課長がですね先ほどの第3項の評価の結果、フォールアウトの影響が年間10mSvを超えると評価される場合のですね、その取り扱いについて下に記載をしております、
0:41:12	(1)がですね、管理区域内の
0:41:15	設備機器等に関する閉場合でございます、こちらは硬貨物による汚染された硬貨物により汚染されたものとして、管理区域外で適切に管理すると。
0:41:29	それから管理区域内のものにつきましては、
0:41:33	発電所内で適切に管理すると。
0:41:37	いったことを規定しております。
0:41:39	第5項のほうですね、こちらにつきましてはフォールアウトの影響が年間10mSv以下であると評価される場合、この場合につきましてはカッコ1Eのところご覧いただきますと、
0:41:55	管理区域内の設備機器等につきましては、
0:41:58	先ほどご説明しました。第88条の2NR。と判断されたものにつきましては、
0:42:06	発電所外に搬出することができるよということを記載しています。
0:42:12	またですね、(2)のですね、管理区域外の設備機器等につきましては、発電所外に搬出することができるということをですね、新たに規定をしているといったことですが、こちらにつきましてはですね、
0:42:28	下に※1で書いてございます。フォールアウトガイドラインに基づきましてその要求事項を規定しているといったものでございます。
0:42:40	はい。
0:42:41	続いて23ページでございますこちらは付則の記載でございます、
0:42:49	こちら、今御説明しまして88条の2、それから88条の3んの規定につきましては、
0:42:59	この施行期日ノダ第1条の本規程は原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。この部分を適用しまして施行すると。
0:43:13	いうことで基金をしております。
0:43:17	はい。
0:43:18	それからですね24ページからがですね、参考と書いてございますけども、NR1の管理、それから26ページ以降につきましてはフォールアウトに関するですね。
0:43:32	資料になってございます。24ページがですね、NRIの導入の必要性、
0:43:38	に関することを記載してございますけども、まず女川原子力発電所におきましてはですね、現在全国長期停止中ということになってございまして、安全維持

	点検っていうのをやってございます。こちらで発生定常的にですね発生する放射性廃棄物
0:43:59	ございますが、これらをですね、なるべくを減らしていきたいということですね、低減を図っていくという観点でNRを導入していきたい。
0:44:10	そういったところがまずございます。それから、1号炉をのですね廃止措置に伴って発生する解体別。
0:44:18	それからそれに付随して発生する廃棄物につきましても、このNRAを適用していくことが可能であるというふうに考えてございます。
0:44:27	またその下にもありますように廃棄物を有効利用することによって、
0:44:32	循環型社会への貢献ということもできるというふうに考えてございます。
0:44:38	辻後 25 ページですね、こちらのNRをどのように
0:44:44	実施していくかということで業務フローとその内容について記載していることのものでございます。
0:44:52	まず業務フローをご覧くださいますと、
0:44:56	まずNRとしてですね、作業担当課長がNRの判断に必要な記録を集めまして、放射線管理課長に申請をします。
0:45:10	その申請の条件につきましては、NRとするものがどういうところに置いてるか、設置されていたかというところに使用されていたかといったところの管理区域の区分によっても整理をしていくということになります。
0:45:24	これ、この申請と並行しまして、その右側右側からですね矢印が出てますけども、
0:45:30	NR対象物の管理ということで作業担当課長がNRAの対象として申請したものがですね他の放射性物質に汚染されたものと、また恐れのあるものと混在しないような措置を講じると。
0:45:47	いうことをいたします。
0:45:49	そしてですね、NRの判断というところに来るんですけども放射線管理課長がその申請先ほど担当課長からですね申請された内容を確認しまして、適切な汚染防止対策、それから適切に管理された使用履歴、設置状況、
0:46:05	それから汚染部位の特定分離Eとですね、記録等により確認しましてNRを判断します。
0:46:13	そして判断いたしましたら、その下ですね、MMR判断物の保管ということで作業担当課長がNR判断物等、その他汚染されたものを汚染され、汚染の恐れがあるものと混在しないような措置を実施すると。
0:46:31	いうことといたしまして、

0:46:33	その下ですね、念のための放射線測定評価でございますけども、ここはあの放射線管理課長が汚染の蓋然性を考慮しまして、資料を取りましてですね、測定をすると。
0:46:48	いうことを言っております。
0:46:50	最終的に理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認しまして、その結果を作業担当課長に通知をいたします。一番最後のフローの増とフローのところですけども。
0:47:03	搬出处分とありますけども作業担当課長が管理区域外に搬出しまして、そのNRと判断されたものにつきまして排気またはですね、資源として有効利用すると。
0:47:15	いうことになります。
0:47:18	次ですね、26 ページのところでございます。
0:47:22	こちらはですね、フォールアウト等の導入のですね管理の導入の必要性について記載してございますけれども先ほども若干触れましたけども、1Fの事故の時にですね。
0:47:37	国内の広範囲でフォールアウトが確認されておりましたけども、女川現職発電所におきましてはですね。
0:47:46	2 ポツ目のところに書いてございますけども、各建屋のですねえと給気エリア、これ管理区域になりますけども、こちらにつきましてフォールアウトの影響を受けているということが確認されてございます。
0:48:02	それでですね今後NRIの投入に当たりましては、先ほども御説明しましたが、フォールアウトに係る改善に基づいた
0:48:12	管理区域の分布調査を実施しまして、MRの判断をする前にこの放題フォールアウトの影響確認をするということとなります 27 ページをご覧くださいますと、
0:48:26	先ほど、NRAの申請のフローについて申請から判断それから最終的に搬出するまでのフローを御説明しましたが、その申請を
0:48:37	した後にですねそのフォールアウトの影響確認をどのようにするかと。
0:48:41	ONRの申請と判断の間に、こちらに記載しているような判断をいたします。
0:48:49	まずですね、申請を受けましたら、NR判断しようとするものが、
0:48:56	発生した容器、こちらがフォールアウトの影響を受けている領域なのかどうかというのを確認をいたします。
0:49:06	確認を
0:49:10	しているかないかということではないってということで、Yesということになります、その場合は、先ほどご説明したNRAの判断のほうに、

0:49:22	進んでいくと。
0:49:24	ということになります。
0:49:26	ここがですね、ノーということになりましたら右側のほうに進んでいただいて、
0:49:31	ひし形のところがございますけども、NR判断しようとするものが発生した領域のフォールアウト影響が
0:49:39	10mSv／年以下かどうかということの評価しまして、
0:49:46	Yesということであれば、ONRの判断のほうに戻っていくと。
0:49:52	で、もしここがノーということであれば、あのNRIIにはできないと。
0:49:56	いうように判断をすると。
0:49:59	いう流れになります。
0:50:02	はい。こちらがですね、
0:50:05	ほぼ女川原子力発電所の保安規定の変更認可申請の概要になります。
0:50:14	それからですね資料がですね、右肩 20 番 21 番になりますがこちらの補足説明資料でございますが、先ほどONRとですね、フォールアウトをに関する
0:50:29	概要について説明しましたのでまあ、より詳細に説明についてはこちらの補足説明資料でございますが、説明については割愛いたします。
0:50:42	続いてですね、右肩 22。
0:50:47	ですね。
0:50:48	先行プラントの審査会合指摘事項に対する当社回答。
0:50:55	という資料でございます。
0:50:57	こちらですねお開きいただきまして、1 ページ目のところですね、こちらは関西電力の大飯発電所の保安規定の審査会合でありました指摘事項に対しまして、
0:51:14	当社の回答を記載をしております。
0:51:19	リストになってございますけども、まず 1 番目のところですねはい推進者代行者の選任方法について説明することという指摘事項がございましたが、
0:51:30	こちらにつきましては先ほどの資料で当社の選任方法については、説明をしておりますので、こちらについては割愛いたします。
0:51:41	それからナンバー2 ですね。
0:51:45	こちらについては、運転段階と廃止措置段階の使用済み燃料ピットの未臨界性の確認方法について説明することと、
0:51:55	ということが
0:51:57	記載をしております。いいのは、発電所につきましては第 1 弁と第 2 編の記載が、

0:52:06	異なるというところがございましたが、右側ですね当社回答のところをご覧いただきたいと思うんですが、
0:52:16	当社の使用済み燃料プールの未臨界製品のにつきましてはですね、その下に二つポツが書いてございますが、
0:52:26	運転段階におきましては、計算に用います。燃料集合体、こちらは炉心の中に成層化している状態でのですね、無限増倍率が新燃料それからいかなる燃料燃焼度の燃料を貯蔵しても十分安全側の評価を得るように、
0:52:46	1.30 という数値を用いまして、これを設定しまして未臨界性評価を行ってございます。
0:52:55	そしてですね、
0:52:57	その下にありますけども廃止措置段階におきましても運転中と同じ条件Aで評価をしているといったところとそれから冷却水が大量に漏れいすると、このプールの水がですね、大量に漏れいする事象を考慮してもですね。
0:53:15	臨界にならないということを評価してございますので、
0:53:19	燃料を貯蔵におきましてですね、その配置を管理っていうのも特に
0:53:25	やることは考えてございますので、このNo.2Eの指摘事項については当社につきましては対象外であると。
0:53:35	いうように考えてございます。
0:53:38	それからNo.の3でございますが、
0:53:43	こちらはですね、大飯の発電所につきましては、
0:53:48	この第1編等第2編ですね、この内部溢水とかですね火山影響等、
0:53:56	といった職務内容の記載内容がちょっと若干違っているということに対しましての
0:54:03	指摘事項であって、
0:54:06	だと思えます。当社の回答につきましてはですね。一辺がもうに交側もですね、同じ職務内容として記載してございます。ていうの差異がございませんので、当社としましては対象外というふうに考えてございます。
0:54:21	それからNo.4ですね、こちらはですね、第248条発電安全運営委員会で審議する社内標準。
0:54:34	それからあと154条の廃止措置管理に関する社内標準の作成にすべてここが記載されていないんじゃないかと、ここが合っていないんじゃないかっていう指摘事項であったと思いますが、こちらについてはですね、後程ご説明をいたします。
0:54:53	それからその下ですね、ナンバー5、こちらにつきましては、
0:54:57	当大飯発電所につきましては、

0:55:01	12号炉が第1発電室長それから34号炉が第2発電所ということで、
0:55:09	見ている。方が違うということですね、ここの書き終わっ頸癌何でしないのかという指摘事項だったと思いますが、当社の回答のところご覧いただきますと当社につきましてはですね。
0:55:27	1号炉からですね3号炉を含めましてすべて
0:55:32	この運転の管理をしているというような発電管理課長、これは共通して全部見てございますので、対象外ということにさせていただきます。
0:55:45	それから炉
0:55:47	No.6ですね、こちらはですね一辺が音に変側ですね、液体廃棄物の試料採取箇所が適切なのかどうかという確認があったということでこちらにつきましても、当社の
0:56:02	場合につきましては後程4ページから6ページのところで御説明をします。
0:56:07	それから7番目のところですね、記録のところに警報装置から発せられた警報の内容が記載されていないけどもその理由は何かと。
0:56:18	ということだと思いますが当社の回答のところご覧いただきますと、当社につきましては、この記録につきましては記録の中に含めて記載してございますので、対象外ということにさせていただきます。
0:56:36	はい、それでは先ほど後程御説明するということにさせていただきましたNo.4とですね、No.6ですね、こちらについて御説明します3ページをご覧いただきますと、こちらのナンバー4のところですね。
0:56:53	この運営委員会で審議する社内標準等廃止措置に管理に関する社内標準ここはマッチしないってことの説明だと思います。
0:57:05	で、当社の会議等のところをご覧いただきますと、
0:57:11	当社の場合はですね第7条と保安規定の第7条のところに減少施設保安運営委員会っていうのは規定としてございまして、あと第14条のところですね、マニュアルの作成っていうのもございます。これ現行もそうなってございませうけども、
0:57:29	こちらにきつき記載しているんですね、考え方ですね、
0:57:35	合わせた踏襲した形ですね、記載をして第2編が申してございまして、その下ですね、四角枠のところがございますけども、来認可保安規定の考え方ということで記載してございます。
0:57:52	第7条のですね、保安運営委員会、こちらにつきましては原子炉施設保安運営委員会で審議する必要がある。内容のすべてを記載してございます。一方でですね、第14条のマニュアルの作成のところにつきましては、
0:58:10	三条で規定してございます様に文書のうち、発電課長が実施する原子力施設の運転管理に関する内容のみを記載していると。

0:58:22	いうことでございます。
0:58:24	そうしたの第 2 辺の考え方にもありますが、
0:58:30	先ほどご説明したものとですね、同じ考え方に基づきまして、第 200。
0:58:37	14 条のマニュアルの作成のところにつきましても、
0:58:43	発電課長が実施する現象施設の運転管理に関する内容のみにつきまして記載をしているという考え方で規定をしてございます。
0:58:55	それから次のですね、4 ページ目でございますが、こちらがNo.6 のですね指摘事項に対する当社の回答でございます。
0:59:07	こちらの液体廃棄物の試料採取箇所が適切かどうかという確認でございますが下に当社の回答がございまして、表が載せてございます。
0:59:17	当社の場合ですね 1 号炉から 3 号炉がありまして、
0:59:21	それぞれですね、言葉の
0:59:25	若干の使い分けの違いがございます 1 号炉と 2 号炉につきましては、液体廃棄物ですね、資料の最終箇所につきましてはサンプルタンク等ですね、再生純水タンクっていうのがあるんですけども。
0:59:41	3 号炉につきましては、複利に加えてですねサンプル槽、あと再生純水移送というものがございます。こちらに基づきまして、当社の第 1 編第 2 編のほうも、液体廃棄物のその試料採取箇所につきましては、
0:59:57	記載を書き分けていると。
1:00:00	いうものとなっております。
1:00:03	セイコーページ目とですね、6 ページ目はですね、資料最終箇所の応答図をですね、それぞれですね廃止措置 1 号炉は廃止措置計画 2 号炉 3 号炉は設置許可申請書からですね。
1:00:18	抜粋しまして、この赤く枠で囲っているところがあの際、最終箇所。
1:00:25	なっている鋼材ます 6 ページのですね 3 号炉のところを見ていただきますと、
1:00:33	上ですね、床ドレン核廃棄サンプル槽というのがあったりですね、その下の赤枠の中にランドリート連サンプルタンクっていうのがあったり、それから再生純水移送という、こういったものが
1:00:48	あるということで若干 12 号炉とは違いがありますよと。
1:00:53	ということになります。
1:00:55	はい、こちらの資料につきましては以上でございまして、
1:01:00	最後の資料でございますけども、23 番ですね。
1:01:04	本規程の審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明。

1:01:12	でございますが、こちらにつきましてはですね、詳細割れは御説明はですね割愛をさせていただきますが、中身の見方につきましてはのご説明させていただきますと、開いていただきまして、
1:01:28	2 ページ目のところがですね、THAIいっぺんのですね、
1:01:36	運転側側ですね、保安規定審査基準を左側のところに並べてございまして、そんな右側に他関連する保安規定の条文を並べてございます。今回この青くですね、しているところが、
1:01:53	変更申請で変更している部分になります。
1:02:00	したがって白地になっているところは変更の対象外だということでございます。
1:02:08	それからですね、ページをめくっていただき、いいですし、10 ページですね、10 ページが、
1:02:19	第 2 編のですね廃止措置側の方案して審査基準法を左側に並べまして、それに関連する保安規定の条文を民意並べていると。
1:02:33	ということになります。
1:02:35	はい。
1:02:37	説明をは以上でございまして。
1:03:08	原子力規制庁のタツモトですね、ちょっとまず、
1:03:11	アルソック、
1:03:13	その部分なんですけども。
1:03:15	一遍も 2 辺も
1:03:18	発電所の法案に関する組織の変更を行う日から施行する。
1:03:23	っていう記載、
1:03:27	組織の変更を行う日から施行するという。
1:03:31	そこの考え方をちょっと教えて欲しいんですけど、その組織の変更を行う日っていうのは、ちなみになんの保安規定が変更された非溶融ですか。
1:03:44	はい、東北電力の高橋でございます。
1:03:48	今回新たな組織体制としましての排出措置管理課長、排気管理グループというのはですね。設けることにしてございます。廃止措置計画、それから、保安規定のですね、認可が出ましたですね。
1:04:08	社内社内ですね組織整備を行いまして、そこでですね、廃止措置管理グループっていうのを新たに設置する動きの手続きに入ります。
1:04:24	人事がですね、発電されまして
1:04:30	何日かなというふうに決めますので、その費用を持ちまして、この保安規定が施行されると。

1:04:38	というような形になります。
1:04:50	規制上のタツモトです。
1:04:56	まず、保安規定変更認可を受けた日から 10 日以内に施行する。
1:05:02	となっていて、
1:05:04	その正しいとして、その組織への変更を行う日から施行する。
1:05:13	廃措置に関わる部分については、
1:05:18	10 日を超えても、
1:05:21	超える可能性があつてことですか。
1:05:27	東北電力の高橋です。そうおっしゃる通りでございます、認可から遠く化を超えた場合でもですね、まだ組織ができていない場合につきましては、まだ施工を説明した施工をせずに、
1:05:43	廃止措置管理グループですね新たにできたところからですね、施工すると。
1:05:49	いうことを考えてございます。
1:05:54	規制庁タツモトです。
1:05:57	廃止措置計画等、保安規定廃措置に係る保安規定っていうのは、同時並行。
1:06:04	に進むものなのかなとか思っていて、廃措置計画が認可されれば、もう廃止措置段階に入ってそれにみあった法案規定でその作業を進めていくっていうことになるんですけど。
1:06:18	そこでの開始日が異なってくるっていうところが
1:06:22	あまりよくわからないんですけど。
1:06:26	その点どのようにお考え、
1:06:29	はい、東北電力の高橋です。
1:06:32	廃止措置計画が認可されましたらおっしゃる通り廃止措置段階ということになります、まだ保安規定が施行をされていないという状況ではですね、まだ廃止措置に着手するっていうことは考えておりませんので、
1:06:49	あくまで保安規定が施行されたら、
1:06:53	排出以降ですね、廃止措置に着手していくと。
1:06:58	いうことを考えてございます。
1:07:05	規制庁タツモトです。考え方わかりました。
1:07:21	規制庁ツカベでちょっと 1 点だけ確認したいんですが、
1:07:25	運転炉側の保安規定の手続きというのは、現状において、来動かないという前提で今の申請がなされている。
1:07:36	その保安規定維持いじらないというか、ほかの申請が出ている。
1:07:40	来ることはないということでこれが出ているということで、そちらの本店の間のステータスをちょっと教えていただければと。

1:07:49	はい、東北電力の高橋でございます。はい。
1:07:53	そうですね。排泄し廃止措置に関するですね、今回保安規定の変更申請させていただきましたが他のものにつきましては、それまでの間は特に申請すると思います。多様な特に動きはないというふうに考えてございます。
1:08:19	規制庁タツモですと、パワポのほうから何点か確認をしたいんですけども、
1:08:26	12 ページ目。
1:08:30	13 ページ目ですかね、この 33 ページ目で元気論争数字喪失時等の体制の整備というところで、
1:08:39	この中に火山影響。
1:08:43	どう記載がないのは、
1:08:46	なぜですか。
1:08:50	はい、東北電力の高橋でございます。
1:08:53	現状ですね運転炉側にもですね、まだ火山に関する規定はしてございませんで、そちらの運転の側に規定をした段階でですね、この廃止措置G第 2 編側のほうに規定をしていく。
1:09:12	ということを考えてございます。
1:09:19	原子力規制庁のタツモですね、その運転の側でのその火山の記載が含まれるっていうのは、新基準への不安規定が認可されるときという理解でよろしいですか。
1:09:33	はい、東北電力の高橋でございます。はい、その通りでございます。
1:09:48	規制庁タツモですと 14 ページ目でこれ少し私がかわかってないだけでの質問なんですけど、オーバーフロー水位っていうのはどういうものなのかっていうのをちょっと教えてもらえますか。
1:10:06	はい、東北電力のカサイです。オーバーフロー水位といいますものは一般的なプール子供用のプールと一緒に思いますけども、基本的に水が、
1:10:19	ある一定以上あると。
1:10:22	そのにつきま沸石を通過して、超過そうは行ってまたプールに記録されて、普通のプールっていうのは綺麗になっている。そういうような感じに
1:10:31	基本的に使用済み燃料プールも一緒に深さがちな大きさが違う臨界性とかが違うっていう設備は違えど、基本的には一定以上の水位があるとオーバーフローして流れて行って冷却されて乗客浄化されてまた戻っていくっていう、そういう状態がオーバーフロー。
1:10:49	その付近にあることということになるということになります。以上です。
1:10:54	規制庁タツモです。費用は使用済み燃料プールにMAX水が入っているという理解でよろしいでしょうか。マックスマックスっていうのが、まあイメージ通りか

	とかMAXっていうのは例えば一般的なプールが本当に溢れちゃうみんな人があるとかに溢れ歩く所がマックスだ。
1:11:13	っていうイメージだとすると違うかもしれないですけども、大体一定状態っていうのが、おそらくイメージしているところ。
1:11:20	もうマックスっていうところであればそれで正しいと思います。
1:11:27	規制庁のタツモトです。了解しました。
1:11:39	規制庁の計画申しますパワーポイントの資料で7ページを見ていただきたいんですけども、
1:11:48	先ほど代行者について説明していただきまして、代行者の選任は、
1:11:56	もうですね、来ページありますように注意を廃止措置主任者と同様にありますということですけども、特に今の規定ぶり後この代行者をクドウできると書いてあって、
1:12:13	特に多分にくく8条のカッコ1から5通りやりますよっていうことだと思うんですけども、相当ちょっと読めないような気がするんですけども、どうでしょうか。
1:12:27	はい、東北電力の高橋でございます。
1:12:31	代行者につきましては先ほども御説明した通りですね。排泄主任者と同じ選任プロセス、同じようなZ4000人プロセスをたどりまして排泄新車につきましては社長が選任する。
1:12:48	事ということとしましてこちらの保安規定にさんとかの書いております。一方での代行者につきましてはですね。原子力部長がですね、選任すると。
1:12:59	というような争点の違いはあるんですけども、基本的なプロセスは確かに。
1:13:05	同じでございます。あくまで個々の規定上はことが、
1:13:12	できるということですね、
1:13:15	今はマスター事項ではないのかなということではこの程度の記載にしているところが今の考え方となつてございます。
1:13:29	規制庁イケダです。とこというその申し上げたのはちょっと先行例のほうでは排出機収集代行者を置く場合は、このですね、今の女川さんでいいと。
1:13:46	1から歩んのプロセスで選任しますというかつたんで、
1:13:56	記載を検討したらどうかと思ったんですけどもそこまでは要らないんじゃないかっていう、今の御意見でしょうか。
1:14:04	はい。現時点では代行者をことができるという表現であれば、特にその選任プロセスについてはと同様に選任するっていう、
1:14:17	先行ではですね規定をしていたと記憶してますけども、
1:14:21	はい、そこまでは要らないんじゃないかなというふうには考えてございます。

1:14:27	はい、規制的です。とかそちょっと若干疑問があるんですけども、スミアとまたちょっとまた議論させていただくことで、やっと説明はあります通り代行者をです、部長さんが選任する。汚染するということになっていて、
1:14:44	主任さんは社長さんということで代行者3といってもやはり何かたときには、いろんな条件とする方なので、やはりこれ社長さんが宣言すべきではないかと思うんですけども含めていかがでしょうか。
1:15:01	はい、東北電力の高橋でございますが、こちらの応答誰誰が選任すべきかということにつきましては
1:15:11	ちょっと検討させていただきたいと思います。
1:15:17	はい、すいません、東北電力のオガワワラです。ここはですね。社長が選任するっていうのは、現行のですね原子炉主任者等の選任のプロセスと同じ流れで選任する。
1:15:32	ことにしております、社内的には
1:15:38	ここは何でしょうね、もともと原子炉主任者っていうのは、原子炉を
1:15:45	時北陸の
1:15:47	2回問題のときを契機にして、保安ようするにノダ独立性の観点での整理プロセスを検討するように指示があって、当社としては、社長で原子炉多く部門よりも上の支援の仕方を入れていると。
1:16:05	廃止措置主任者についてはそこまで求められていないと思いますけども、選任プロセスを同じようにしているというね代行者については当然部門の中で選任をしていきますので、原子力部長以下の
1:16:21	権限で選任をしていきますんで、それは現行の炉主任或いは電気主任さんもイコールですので代行者については排水新車の代行についても同じように考えていると。
1:16:33	なので、どちらかというと、既存の
1:16:39	原子炉主任者等の選任プロセスと同等のプロセスで敗訴し新車を管理すると。
1:16:46	いう考え方で今回の保安規定を
1:16:49	構成しておりますので、
1:16:52	十分な選定プロセスにはなってるかなというふうに思います。
1:17:00	Pdと規制庁の井川です。今現在のね。はい初心者の方を選任が社長さんというのはちょっと若干ちょっと工場かなという
1:17:15	管理規程受けとめたんですけども、やはりちょっと配送審査と代行者の選任の方。

1:17:25	制する者がですね、違うのはちょっとどうかと思うんですけども、そこはどうでしょうか。
1:17:31	ここは我々自主的判断として同じ選任プロセスの方がいいだろうと整合をとってやったほうがいいという社内的な手続きの整合性の観点でやっておりますけれども、もし廃止措置主任者の選任が
1:17:49	当代行者の選任が同じ権限で同じプロセス。
1:17:54	であるべきだと、或いはそうしたほうがいいんじゃないかという御示唆があるのであれば、社長では廃止措置支援者の方が社長ではなくて、もう少し
1:18:05	部門の中で、選任していくということもちょっと検討はする必要があると思うんですけども、とりあえず我々の今の提案につきましては、今おっしゃっていただいたところのレベルからすると、少し
1:18:22	もう少しレベルの高い選任の仕方しておりますので、
1:18:27	まず審査の基準というか、そういったのより以上のことをやっておると思いますので、持ち寄ってよろしければこういうのをこのままにさせていただきたいなと我々は思っております。
1:18:47	規制庁気づき等を内については了解しました。
1:18:57	規制庁タツモトです。
1:18:59	当先行プラント、
1:19:02	の指摘事項に対する当社の回答のところ、
1:19:06	3 ページ目。
1:19:08	会議体の審議事項等
1:19:12	マニュアルの関係なんですけど。
1:19:15	これもともと先行での指摘になったのは、その会議体では廃止措置の工事に係る工事計画なりっていうものが会議体の審議事項では入っているのに、何かマニュアルのほうにはそれが読み取れなくて、
1:19:30	○マニュアルのほうではそういう廃止措置に係るものをちゃんと定めるんですかっていうようなところから話が行ったとっていて、
1:19:39	今の
1:19:40	女川の保安規定のほうでも特段廃止措置。
1:19:45	に特化した記載というよりも、
1:20:03	214 条であれば、その遵守に関する事項とか、警報発生時とか、
1:20:10	その廃止措置計画に関する事項とかは、
1:20:13	どうなるんでしょうかっていうところの曖昧からきた指摘だと思っているので、ちょっとそこはマニュアル作成のところ、その廃止措置計画に関する部分であったりとかまあ安全貯蔵に関する部分であったりとか、

1:20:30	そこは先行プラントの補正を内容見てもらってですね。
1:20:35	御検討いただければと思います。
1:20:39	はい、東北電力の高橋でございます。今おっしゃる通り 270 にはですね廃止措置管理に関するマニュアルの制定改訂ってということで書いてあってあります。214 条のマニュアルの作成のほうですね、ここは発電、先ほども御説明しましたけど発電課長が実施する。
1:20:58	運転管理に関するものだけを規定してございますけども、
1:21:04	選考をプラントにですね。
1:21:08	状況を見ましてですね。
1:21:11	この記載につきましては、検討させていただければと思います。
1:21:29	規制庁タツモトです。すいません申請書全体でちょっと細かい点も含めて確認をしたいんですけども、
1:21:45	申請書の 12 ページ目。
1:21:50	今表 3-1 として一次文書二次文書っていうふうに一覧表がついてあって、今 88 条から 90 条っていうのを、88 条ポツ 89 条ポツ 90 条っていうふうにしてるんですけども、これ ONR の関係ということで、88 条の
1:22:09	2 とか 88 条の 3。
1:22:12	位置付けが、
1:22:13	88 条から 90 条
1:22:16	時は入っていたけれども、変更後は入っていないという整理になるのでしょうか。
1:22:25	はい、東北電力の高橋でございます。
1:22:28	こちらにつきましては現行ですねその 88 条に 88 条の 3 は、
1:22:36	その右側の表の 3-1 のですね下のほうに、
1:22:41	下から 2 段目の表のところですね、原子力QMS放射性廃棄物管理要領と、
1:22:49	このところですね、8080 から 92 条ということで、ここで
1:22:58	NRA世界フォールアウトに関する
1:23:02	所見ると、
1:23:04	ということにしています。送受従来当運転業務要領ですかと航路にですね、88 条から 90 条というように書いておったんですが、ちょっとここは記載を
1:23:21	先ほどご説明しており、放射性廃棄物管理要領のほうでNR
1:23:28	フォルダーと思いますので、記載を適切に直しまして、88 条。
1:23:36	89 条、9 条というふうに記載をしていると。
1:23:41	ということになります。
1:23:46	規制庁建物ですね今回の ONR の変更に係る変更だけではなくて適さ適正化も含めて表記を見直しましたというところで理解しました。

1:24:08	次 14 ページ目、保安に関する職務で廃止措置管理課長の職務は、おそらく第 2 編だけに書かれるってということなのかなと思うんですけども。
1:24:22	(20)2 ポツの(29)。
1:24:26	今新しくまた以降で、
1:24:29	入れている廃止措置管理課長であったり、
1:24:35	上の 2 ポツの(5)ですか、環境ポツ燃料部長は、
1:24:42	及び廃止措置管理課長の所管する業務を統括すると、その廃止措置管理課長が出てくるわけですけれども、こちら辺のこの方の業務を統括すると言いつつも、
1:24:54	その廃止措置管理課長の職務はこの一辺がには書かなくてもいいという整理。
1:25:01	でしょうか。
1:25:05	はい、東北電力の高橋でございます。廃止措置管理課長は先ほども御説明した通り緊急時の措置という位置付けでこちらの職務態勢とですね組織とですね、職務の所偽追加をしております。
1:25:23	この一辺があくまで運転段階の保安に関する規定をしております来そういった観点では廃止措置管理課長の職務ってというのは、
1:25:38	ないないのかなと考えてございまして、したがってその廃止措置管理課長が
1:25:44	こういった職務をするってことにつきましてここに記載する必要はないのかなと考えてございます。
1:25:52	。
1:25:53	通常タツモトです。
1:25:56	1 ポツ(5)の環境燃料部長。
1:25:59	のところで、一平のほうで、あえて廃止措置管理課長を入れてきているのは、
1:26:06	この 1 瓶側としてのその統括業務はないけれども、2 編ガスとあわせて表記を合わせているとか、何かそういった自由なんでしょうか。
1:26:18	はい、東北電力のカサイです。
1:26:20	まず 1 一辺というのは女川 2 ヶ所、2 号炉と 3 号炉意味していて、
1:26:26	2 号炉と 3 号炉に関して排出時管理課長は、緊急時の措置という業務を行うこととなりますが、重立っては、女川の 2 辺の女川 1 号炉の
1:26:38	廃止措置の職務となっておりますけれども女川 2 号炉 3 号炉に関しては緊急時の措置の業務を行うこととなります。つまり女川 2 号の、例えば SA 事象を例えば防止する、もしくは発生抑制するための、例えば訓練とか、そういう業務も、

1:26:55	伴いますので、それらの業務を統括するっていうのは、環境燃料部長になるということになりますので、記載を統一しているというよりは、女川二、三号炉の廃止措置課長の主な業務所管する。
1:27:10	その上のものがい環境燃料長になるということの意味で示しています。
1:27:20	規制庁タツモトですね、東村緊急時での廃止措置管理課長のことを示しているというところで理解しました。
1:27:29	次 70 ページ目に飛びまして、
1:27:33	沸騰原子炉冷却材漏えい率のところで、これもちょっと私がかわかってないだけなんですけど、今床ドレンを
1:27:42	高電、
1:27:44	どう、どう廃液
1:27:46	機器ドレンを低電導度廃液
1:27:50	というふうに直されてるんですけど、これは 1 号炉と二、三号炉との関係で変更になるのでしょうか。
1:27:59	一言で申しますと、設置許可上の名称が違うBWR型式として 1 号炉がBWR IVっていうタイプへ古いタイプで、2 号炉と 3 号の V っていうタイプだったということが思いまそういう名称の違いが出ていて、
1:28:17	本規程上は設置効果上の名称を使っていることから差が出ているのでミドル方の女川。
1:28:25	1 号炉に関しては 2 編に飛んでいくと、緑 V の名称だけが残ると。そういうことに
1:28:31	なります。以上です。
1:28:34	規制庁タツモトです。今までは 123 号として 1 号の名前を書いていたけれども、今度は二、三号だけになるので、3 号としての許可の記載にしたっていうことで、東北電力のカサイです。その理解で合っております。
1:28:53	規制庁タツモトです。次の 74 ページ目について、第 39 条の
1:28:59	2 ポツの括弧もともと(3)
1:29:03	で入っていたものを削除されてるんですけども、これは高圧注入系が 1 号炉に係る記載であるので気しましたという理解でよろしいですか。東北電力のカサイですが、これもBWRIVとVの設計の際に、
1:29:21	伴うものですけども、女川 1 号炉 2 だけ高圧注入、
1:29:26	けっていうのがございますので、ここが消えるということになります。以上です。
1:29:39	規制庁タツモトです。
1:29:43	次 83 ページ。
1:29:48	なるんですけども、

1:29:51	当変更後で新しく2号炉3号炉に米印3をつけていて、
1:29:58	経営変更前にはその米印さんがいないんですけども、これは変更理由のところ で廃措置に伴う変更っていただけじゃなくて少し適正化も含んで、この米印をつ けたという理解でよろしいのでしょうか。
1:30:12	東北電力のカサイです。
1:30:14	若干作り方が見つらくて申し訳ないなと思いますけど、まず、変更前の82ペ ージの※4として、
1:30:24	1号炉2号炉3号炉共通の
1:30:27	※として米4が登場していたというのがまず82ページのこれが全体的に1号 炉に関わる記載ですね削除されますので、83ページとして2号炉と3号に関 係する記載を残して、※3で、
1:30:42	入れているということなので、単純に記載の適正化を図ってはいなくて、
1:30:47	1号炉の削除に伴うものということになります。以上です。
1:30:52	変更前で不動産についてですか。
1:30:59	これは今御説明であるかないかという行為としては、主要配管ってという言葉が ありますので、今後聞いてた計画という所試験。
1:31:11	何が悪かったかもしれないし、防災施設すべて、
1:31:15	事実として入ってるのであれば、変更前は違うという話が戻りページ引き続い てた込みを見ていただいた3号においてはと書いているので、
1:31:31	前の※4の一番最後のくだりですが本当に同じで書いているので、本情報に おいて、2号炉3号炉でもし配管の定義は一緒ですよっていうところで一括書 いてるので。ただタムラができてなかったという。
1:31:46	これは、
1:31:48	確率末端で入っている。
1:31:52	何か変にわかりづらい方よりも、それぞれってちゃんと書いたもの。
1:32:02	規制庁タツモトですと次116ページ目で放出管理を計測器の管理っていうとこ ろで、
1:32:11	先ほども
1:32:14	説明がありました数量変更なんですけども、今3台から2台に一遍側が変更 されているのは、この1台分は1号炉に関わる部分という理解でよろしいです か。
1:32:44	東北電力の高橋でございます。これは1号炉部分を単純に除いた形で3倍 から2台になったということでございます。
1:32:56	規制庁のタツモトです。了解しました。
1:33:00	次118ページ目で

1:33:04	Rayleighモニター。
1:33:07	が114台から82台なっているところについて、
1:33:12	の考え方を教えてもらえますか。
1:33:17	はい、東北電力の高橋でございます。こちらにつきましても1号炉部分を除いた台数を記載をしております、ただですね、こちらの※で
1:33:32	こうというふうに書いてございますけれども、1号炉との共用品学校台ありますので、つまり2号炉3号炉専用のものに加えて、その構台共用の御ライブを加えて82台だったと。
1:33:49	いうことでございます。
1:33:54	規制庁のタツモトです。
1:33:55	ちょっと考え方はわかりました。この数量が変更される部分については、補足の資料のほうで
1:34:04	どういった形であってというところ法入れといってもらえると。
1:34:10	お願いします。
1:34:12	はい、東北電力の高橋です。了解いたしました。
1:34:27	原子力規制庁のタツモトです。
1:34:29	あと先行プラントの関係でいうと、会議体での審議事項一遍側ですね、運転号炉側での会議体での審議事項で、その廃止措置の工事が運転号炉のほうに影響がないかどうかっていうところを審議事項のほうに入れる。
1:34:45	入れた上で、その会議体でも確認していくってというような説明があったりするんですけども、今女川のほうではどういうふう考えているのか、何かお考えがあれば教えてください。
1:34:56	はい、東北電力の高橋でございます。こちらの廃止措置計画架空の説明の落下でもいたしましたけれども運転号炉にその廃止措置の工事が影響して接していないかどうかっていう確認については運転号炉側の確認を
1:35:14	どうするということで御説明をしておりますのは具体的に考えてございますのはマウンテン号炉側ですね、款関係課長に開設し工事の内容についてdBを
1:35:29	してもらって確認を得るというようなことを考えてございます。
1:35:40	ちょっと会議体につきましては、その現時点で
1:35:46	そこまで実施するかっていうところについては、今のところは
1:35:52	考えてございませぬけれども、先行の施工は確かに
1:35:59	会議体での審議をしているってということもありますので、その点につきましては、
1:36:06	検討させていただきたいなと思います。
1:36:11	規制庁タツモトですと先行での議論を

1:36:14	では、運転号炉側の確認っていうところもありますけど、その会議体、
1:36:20	炉主任ですから、炉心が入った会議体でちゃんと
1:36:25	健全側の確認を得るっていうところで、そういう。
1:36:29	会議体での審議事項に入れたという経緯がありますので、ちょっと過去の審査、
1:36:37	踏まえてちょっと御検討いただければと思います。
1:36:40	はい、東北電力の高橋です了解いたしました。
1:37:21	それ兆候慶長のイケダと申します。少し細かい点ですけども、273条とか274条で書いている施設運用上の基準の確認のところではですね発電課長さんが
1:37:39	中心になってやることになってるんですけども、他の潜航ゴールでは、ここは当直長とか当直課長さんがやっているようですけども、この言い方の違いって何か意味があるんでしょうか。
1:37:55	はい、東北電力の高橋でございます。特に当社の場合はですね、運転の運転段階から続いてですね、特に当直長とかですね、名前を変えているわけじゃなくてですね引き続き発電課長っていう名称を使わせていただいております。
1:38:14	あと、
1:38:16	同じ意味でございませぬ。他社でいう当直長が弊社で言うと、発電課長だということですよ。
1:38:26	規制庁イケダです。P了解しました。それで、あとちょっと持って
1:38:31	少しですね、阿部浜とそのパワーポイントのちょっと戻ってもらいまして、
1:38:36	これは、
1:38:39	他の
1:38:42	プラントの指摘事項に対する回答のところまで5ページをちょっと見ていただきたいんですけども。
1:38:54	この試料採取箇所っていうのは、確か次とかそういうところに出すと一つテーマのところでもいいと思うんだと思ってはいるんですけども、5ページ、1号炉の床ドレンサンプタンクはこの後に、
1:39:10	再生純水タンクというのがあるので、ここでの応答理由について説明してください。
1:39:19	はい、東北電力の高橋です。ええと床ドレンサンプタンクですねはい床ドレンサンプタンクからのですね行き先ですけども、再生純水タンクに送るものとですね。

1:39:34	さらにその下のほうにちょっと矢印が隠れて見にくいんですけども。はい。復水器冷却水排水法律っていうのにも繋がってますので、ここからここで資料ということですよ。
1:39:46	規制庁イケダです。了解しました。
1:39:57	。
1:39:59	一応規制庁ツカベですすいませんちょっと細かい点で、
1:40:03	パワーポイントの資料で、
1:40:06	順番に行きますと、
1:40:27	はい。
1:40:40	規制庁のツカベですと、最初のほうからいきますと、
1:40:46	いくつか議論があったのが、先ほどの大光に赤い措置主任者の代行に話を先ほど議論させていただいたので、
1:40:55	飛ばして、次に、パワーポイントの10ページ目のところで、ちょっとこれは揚げ足を取るような形になってしまうんですけど、216条で、
1:41:07	発電課長は次の事項を遵守すると書いてあってこの二つ書かれているんですけど、これだけを読むと発電課長は遵守すると。
1:41:17	他の方を遵守しなくてもいいというふうに読めてしまうんですが、一般
1:41:23	多分こういう書き方を他にされているのであれば、
1:41:27	いいと思うんですけども、発電箇所を以下の事項を
1:41:32	対策をとるとか講じるとかということであるとわかるんですけども、以下を遵守するというのが、手法が発電課長だけで、
1:41:42	ちゃんと
1:41:44	すべて頑張れということが保障
1:41:47	される書き方なのかというのはちょっと気になりましたというところが、
1:41:50	図面です。
1:41:55	もう一つ気は12ページ目のところで、
1:42:00	窃盗緊急時の関係で、今回確認の対象その維持すべき。
1:42:08	原子炉施設だけにされてるかと思うんですが、
1:42:12	これはちょっと何かお考えが
1:42:17	どういうお考えなのかということもあるのかと保守管理についても、維持管理する設備だけを
1:42:24	保守管理しますという規定に今回変わってしまうんですけどそこは先行炉も同じ。
1:42:31	整理になってたでしょうかという、
1:42:35	はい、東北電力タカハシです。

1:42:38	2番目のほうい2番目の御質問の方につきましては、先ほどの先行と同じ書き方にはしています。来本規定の規定上は遺失べき原子力施設の
1:42:52	ということで書いてございますけれども町
1:42:55	その他で社内規定にもこのところにつきましては規定してプロセスを規定しまして実施しましてその他維持しているものにつきましてはですね、同じように見せてやっていくってということが
1:43:12	本規程ではなくてですね社内規定のほうで定めてやっていくと。
1:43:16	いうことになるかなと考えてございます。
1:43:20	それで最初の御質問の方はですね。
1:43:26	これは、
1:43:43	。
1:43:54	はい。
1:43:57	1番目のご質問につきまして基本的に
1:44:01	これも先行炉として同じような記載をしているというふうに認識をしております 堰も発電課長が、当然ながら中央制御室におりまして、
1:44:16	こういったところの管理をしてございますので、
1:44:20	ちょっと、
1:44:21	この規定でも
1:44:23	十分なんじゃないかなとは思いますが。
1:44:29	付け足しますとですね職務の業務文書でこれ遵守する元国モードスイッチの 管理なんかは当直業務になりますので、
1:44:39	ちょっと発電課長の所空席になりますから、その人がまず一義的には入手する ということで書いている中身で、これセンコーも、
1:44:49	当直の管理になってるってことはね、先行と同じような書き方になってます。
1:44:54	ということです。
1:44:58	規制庁のツカベですね。わかりました。ただ、
1:45:04	個別の行為について一般的にその抽出しますだけで終わってるような箇所が に
1:45:13	本当にそうなるんでしょうかっていうのはちょっと気になりました。ちょっと 半分になりますということで、皆さん一応多分ですねそれですね
1:45:22	例えば保守側だとか、また化のほうがある作業を計画していて、そのときに誤 ってですねモードスイッチの変更の作業依頼サミットっていうのを出したときに ですね。

1:45:37	当るかっていうと、実際の運転操作とかについては当直の管理になりますので、当然作業依頼に対して、その運転操作として適正かどうかは当直長の責任でチェックをかけた上で、
1:45:52	実際に操作する段階で最終確認で
1:45:57	やらないようにするということになりますので、当直のほうが運転操作一元化管理しますから、
1:46:04	結果としてはいろんなたかの依頼が指示は全部当直に行きますので当直のほうが受注すれば、結果としては、いろんな高位のときにも守られるという形になります。
1:46:15	単独でいろんな人がここ操作することはありません。
1:46:22	規制庁ツカベです。了解しましたと、先ほど 12 ページ目の
1:46:27	地震火災の発生時のときも、これも維持すべき。
1:46:34	臨床施設だけの
1:46:37	損傷の有無を確認する。例えば、
1:46:41	建屋自身異常がないかとかですね。
1:46:44	そういうものが逆に外れてしまう気もするんですけど、こちらは何かお考えがあるでしょうか。
1:46:53	東北電力の高橋です。今例として挙げていただいて建屋につきましては維持管理設備ということで排泄計画の添付食う 6 のほうにもですね、記載させていただいてますのでそれがここで言う 1 議席臨床施設。
1:47:10	に相当をすると考えてございますので、そこも
1:47:17	ちゃんとカバーされるかなと思います。
1:47:22	規制庁ツカベです。そうですねそういう意味では一般的に何かあったときに確認すべきこと。
1:47:28	が、これで変に限定されてしまうと。
1:47:32	いけないなというふうに思った次第なので、おそらく今の御懸念想像するにですね、例えば維持管理する設備じゃないところのところ損傷をして維持管理すべき設備のほうに波及影響を与えたのがチェックできないんじゃないかという懸念に対しては、
1:47:50	当然 1 の波及影響があるかないかも含めて維持管理設備のチェックをしますので、そこは問題ないかと思えますので、維持管理すべき設備はないところでクローズされた損傷については、実質的には見てもあるでしょうけども、保安規定上の
1:48:07	名クレジットの入ったチェック行為にはならないというふうに考えております。
1:48:20	はい、規制庁使うクリスマス変わりました。

1:48:24	はい。
1:48:30	一応するツカベも一見すいません。あと運転員の数、
1:48:35	今回こちらの新旧で言うと16ページ目のほうで今回1号を外すので。
1:48:43	12号の部分が3号炉だけに、
1:48:48	なると思うんですけどこちらでそれぞれ2号の
1:48:53	人数として3名以上と2名以上ということで、
1:48:57	記載されることになるとと思いますが、こちらについては最初にお聞きしたHead 運転号炉の保安規定との関係で、
1:49:06	向こうでは審査の中でもある程度、運転員の数は見てると思うんですが、
1:49:14	と整合された形で、2号の数字が書かれているという認識でよろしいでしょう か。
1:49:21	はい、東北電力のカサイです。まず、2号炉に関しては一番最初にもお話し した通りだと思ってますけども、これ再稼働の状態は、実際の設定はNECとね、 この状態で起動できるものではないと。
1:49:36	ということですので、それにもうの再稼働に係る審査を踏まえた人数が反映さ れては、避難おりませんので、基本的には今のこの新基準適合していない単 独の号炉3号炉と同じような記載にしていると。
1:49:53	いう状態になっていますので、この状態に後の起動ができないということになり ます。
1:49:59	以上です。
1:50:04	規制庁ツカベです。
1:50:06	2号炉のCIその運転員の数字というのは、
1:50:11	許可常連組られていてこの数字。
1:50:15	ということになってるわけではないということですか、まず、2、2号炉の運転中 の今の新基準適合する状態で、ここ話しますと、
1:50:26	運転機能高温停止の倍率が7名以上ってということになると思っています表の 12-1が、
1:50:32	その辺に違いがありますけども、停止中の人数をもちろん違うんですけども。
1:50:36	今はなので、新基準上の設置許可での数字とは整合されてはいないんですけ ども、今の新基準への
1:50:46	まず、設置許可状とは整合していて、3号炉と同じ記載をしているということに なります。
1:50:55	ということですので許可決定でさらに今度、保安規定のこの新基準適合の保 安規定の補正の検討に入りまして、改めて再稼働に向けた2号の保安規定

	申請するときには、ここも変わっていくということになるので、今そこを反映していないというのが、
1:51:14	カサイが言った趣旨になります今後反映してきますがまだそこは
1:51:20	前の段階だということです。
1:51:24	きちっとツカベし状況了解しました。
1:51:34	規制庁ツカベです。もう1点先ほど話があったのオーバーフローのところ、
1:51:40	その下に注記コーポレート14ページ目のところで、下に注記が
1:51:47	d照射された燃料に関わる作業を行っています。
1:51:50	ない場合は適用しないと書かれているんですが、
1:51:54	これはどういう状態を
1:51:57	表したものを、こう言われているのでしょうか。
1:52:04	はい。
1:52:07	東北電力のオガワワラです注記はじゃあいつ適用するのかって話だと思いますが、
1:52:15	実際に
1:52:16	燃料の燃料交換するときですね、燃料交換機で水中で作業していくわけですが、その時にある一定以上の水深が水深あったほうが、水遮への効果がきくので。
1:52:33	なので、燃料プールの水位についてはオーバーフロー水位まで設計上想定しているまじ通常のレベルの推移を保って作業すると、そうじゃないときには、
1:52:45	お話になくてもいいですよということなので、燃料交換作業をしてないときには、
1:52:52	米印を適用してオーバーフロー付近にあることというのは適用されなくなります。
1:52:58	ということになります。
1:53:00	規制庁ツカベです。
1:53:02	通常の運用では、ほとんどの状態ではオーバーフローの水位までは管理されないというふうに実際には保安規定上はそういう解釈になりますけども、実運用としては、
1:53:18	燃料プール冷却浄化系というのをちょっとしていきます。まわしていきますと、結果として、オーバーフロー水位を保たれた状態で管理されることになるので、実運用としては、照射された燃料の交換作業があろうがなかろうが、オーバーフロー水位は、
1:53:35	基本的に担保されていくと、ただ、
1:53:40	燃料プール冷却、

1:53:41	浄化系ですね、
1:53:44	定置作業とかですね点検手作業で止めたりしてるときは当然必ずしもグロスでない場合もありますので、そこはある灘作業のときには、実際にはそうならないときもあります。
1:53:59	というのが実態の管理になります。
1:54:04	規制庁ツカベです。了解しました。
1:54:07	ただ、基本的には凶器にその冷却系浄化系を止める運用は別にスされることは考えてないと思えばいいですかね。
1:54:17	長期っていうのはどういうときやって時間的な概念はないんですけども点検で止めなきゃいけないときとか、あとは今後の例のあの冷却いらぬ評価のときに、
1:54:32	止めたりしてデータ取りAを先行であったりしておりますので、そういうような行為をするときには必ずしも適用は燃料交換をやめてやらないようにしてデータ取りをしたりとか、或いは点検作業したりとかそういったことがありますのでちょっと長期
1:54:49	多岐っていうのは、特に今ここでは時間の概念はないです。
1:54:59	規制庁ツカベの考えはわかりました。
1:55:03	すいませんちょっとね硫安から用語の訂正でそうですね。社風リングして、炉内装荷することはないので、燃料交換ではなくて、燃料の移動とさっき入力燃料交換作業といいます燃料移動三波というふうに
1:55:17	言葉を訂正いたします。
1:55:20	失礼しました。
1:55:30	修正案を提出済みの貯蔵所で先ほど他号炉の反映ということで、ここには方位のように、政府確性を含めて入れて 98 億となることを確認しとかですね。はい。健康行う場合はとかっていうのは、
1:55:48	ここについては未臨界性評価を確認しているんで、特に来ませんということですけども、この今の 286 条で言っている燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認することというのは、
1:56:05	これ具体的に何を確認されるんでしょうか。未臨界が明白なので特に何もしなくてもいいような感じのように思ってしまったんですけども。
1:56:23	特にノダでございます。おっしゃる通り
1:56:28	基本的にはですね、
1:56:30	工認後使用前検査を受けましたラックに貯蔵するというので、BWRの場合ほどのようなポジションにおいても、未臨界性を確保できると確認されておりますので、そういう意味で、今言った通り公認商売検査をきちんと受けたラックに貯蔵すると。

1:56:47	ということで、未臨界性が確保できるということでございます。
1:56:54	規制庁イケダです。そうしますとこれ臨界に達しない措置が講じられていること ってというのは特にラック等に異常なことを確認するということでしょうか。
1:57:05	今、東北電ノダでございますが、基本的には当該ラックが形状も含めて異常が ないというのはそういうふうに確認するということでございます。
1:57:16	A系という形で了解しました。
1:57:35	規制庁の1ヶ月肥料の尾根に一番名ちょっと確認なんですけれども、米国物 の影響評価のところなんですけれども、ですね3ページ。
1:57:50	のところに、
1:57:52	フォールアウトの影響の評価ということで判断基準ってというのが持って行って、
1:57:58	水位とここの詰め込む自主ところで、精錬業者等における工場等の
1:58:07	資材等に含まれる。
1:58:11	放射性物質のほう破碎濃度についての確認の規則というのとはてるんですけど も、この規則を確認すると、0.1Bくる/gって言うのっているんですけども、10m Svの関係というところに載ってなかったの、なんかこう
1:58:29	ここで計算とかしてもらって、それで計算値よりも金子保守的な値を使っている とか、その説明してもらったほうがいような気がするんですけどもいかがでし ょうか。
1:58:42	はい、東北電力の高橋でございます。ここの基準ですけどももともとそのクリアラ ンスの基準を準用するという形ですね記載させていただいてます。そもそこの クリアランスの基準というのが、
1:58:57	核種ごとに進むのですね基準を定めるときに、
1:59:01	年間10mSvに相当する濃度ということで、クリアランスのほうは規定を基準を 定めていると。
1:59:11	いうもそもその考え方があります。従いまして計算ということではなくても、も ともとそういう考え方であったということなので、それを準用したと。
1:59:22	ということになります。
1:59:27	軽重イケダスピード加工規則をつくるときに、10マークシート前提だということ で了解しました。
1:59:51	規制庁つかめるすみません、パワポの資料でちょっと読んでいて、
1:59:55	あったほうがいいなと思ったのか、多分書式組織がどうなりますというのは多 分、これ会合への資料イメージされてるのかと思いますので、その組織とし て、その廃止措置グループができるとかですなしまったりは、
2:00:11	多分、御説明の中でもしていただいたほうが、
2:00:15	金戸委員のが一つとあと血糖24ページ目で、

2:00:21	NRのところの書きぶり。
2:00:23	なのですが、相成る制度というのは、制度としてっていうものはないですねとい う、
2:00:31	ことと、あと、これを読むとその放射性廃棄物
2:00:37	減らすみたいな形でも読めてしまうので、それが書きぶりを検討いただいたほ うがいいのかなと。
2:00:45	思います。
2:00:47	コメントです以上です。はい、東北で幾らタカハシでございます。一つ目のもの につきましては、組織の体制図ですね、こちら追加することとしたいと思いま す。
2:01:00	それから先ほどのNRAのところのその導入の必要性のところについては記 載。
2:01:07	検討したいと思います。以上です。
2:01:30	規制庁のタツモトペースそれでは女川原子力発